

貨物運送取扱事業法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 運送取次事業の登録
- ② 手続根拠 : 貨物運送取扱事業法第23条、第24条第1項
貨物運送取扱事業法施行規則第21条第1項
- ③ 手続対象者 : 運送取次事業を經營しようとする者
- ④ 提出時期 : 運送取次事業を經營しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 運送取次事業登録申請書を作成し、下記へ提出してください。
・自動車運送取次事業：陸運支局輸送課
・鉄道運送取次事業：地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課）
・内航海運運送取次事業：海運支局又は地方運輸局自動車部貨物運送取扱事業課（兵庫県に係るものにあつては、神戸海運監理部運航部輸送課。沖縄県に係るものにあつては、沖縄総合事務局運輸部陸運第一課）
・国内航空運送取次事業、国際航空運送取次事業、外航海運運送取次事業：総合政策局複合貨物流通課
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 貨物運送取扱事業法施行規則第21条第2項、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：

総合政策局複合貨物流通課	03-5253-8301
北海道運輸局貨物運送取扱事業課	011-290-2744
東北運輸局貨物運送取扱事業課	022-791-7532
新潟運輸局貨物運送取扱事業課	025-244-7579
関東運輸局貨物運送取扱事業課	045-211-7250
中部運輸局貨物運送取扱事業課	052-952-8039
近畿運輸局貨物運送取扱事業課	06-6949-6449
中国運輸局貨物運送取扱事業課	082-228-3438
四国運輸局貨物運送取扱事業課	087-835-6366
九州運輸局貨物運送取扱事業課	092-472-2530
沖縄総合事務局陸運第一課	098-866-0061
神戸海運監理部輸送課	078-321-3143
陸運支局輸送課及び海運支局	管轄する地方運輸局へお問い合わせ下さい。

- ② 受付時間：提出先へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：提出先に同じ。

3. 手続情報

- ①審査基準：貨物運送取扱事業法第26条第1項
- ②標準処理期間：3ヶ月
- ③不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）